

〔資 料〕

国家公務員給与引き下げ問題の検討（Ⅵ）

梅 原 英 治*

（目次）

- 1 意見陳述範囲の限定
- 2 本件の概要と本稿で取り上げる論点
- 3 国家公務員の人件費の削減と給与費の減額（論点5について）
- 4 我が国の財政事情（論点1について）
- 5 東日本大震災と給与減額（論点2について）
- 6 復興財源のあり方と歳出の削減（論点3について）
- 7 歳出の削減と給与減額措置との関係（論点4について）
(以上、第64巻第5号～第65巻第3号)
- 8 経済政策，財政健全化政策，復興政策との整合性（論点6について）（本号）
 - 8-1 景気回復，デフレ脱却政策の阻害
 - 8-1-1 景気に対するマイナスの影響
 - 8-1-2 経済界への「報酬の引き上げ」要請との矛盾
 - 8-1-2-1 所得拡大促進税制の創設との矛盾
 - 8-1-2-2 経済界への賃上げ要請との矛盾
 - 8-2 財政健全化政策の阻害
 - 8-2-1 国家公務員の給与削減措置による財政健全化政策の阻害
 - 8-2-2 地方公務員の給与削減を加えた場合
 - 8-2-3 小括
 - 8-3 復興政策の阻害
 - 8-4 小括
- 9 給与減額と復興財源との関係（論点7について）（以下、次号）
- 10 まとめと結論

8 経済政策，財政健全化政策，復興政策との整合性（論点5について）

国家公務員の給与減額措置は国の政策の一部であり，国のその他の政策，とりわけ経済政策，財政健全化政策，大震災復興政策と整合的でなければ，給与改定臨時特例法の趣旨と反することになる。以下，給与減額措置と経済政策，財政健全化政策，復興政策との関係について検討する。

* 本学経済学部教授

8-1 景気回復、デフレ脱却政策の阻害

8-1-1 景気に対するマイナスの影響

国家公務員の給与減額を国公労連など労働組合に提案し、給与臨時特例法案を国会に提出したのは菅直人内閣（2010年6月8日～2011年9月2日）であり、給与改定臨時特例法を成立させたのは野田佳彦内閣（2011年9月2日～2012年12月26日）であり、減額した給与を2012年度補正予算と2013年度予算で復興予算に繰り入れたのは安倍晋三内閣（2012年12月26日発足）である。それぞれの内閣の経済政策の手法は異なる——とくに菅・野田内閣と安倍内閣とでは大きく異なる——が、いずれもデフレ脱却や景気回復を目標として掲げていた。

例えば、菅内閣は、「急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていく」ことを経済政策に掲げていた⁶⁸⁾。また、野田内閣は、「急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打って対処」し、「リスクに強靱な経済を構築し、産業空洞化の阻止に全力を尽く」して、「デフレ脱却への歩みを着実に進める」ことを掲げていた⁶⁹⁾。さらに、安倍内閣は、「日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指す」⁷⁰⁾として、「3本の矢」からなる“アベノミクス”に取り組んで現在に至っている。

しかし、給与改定臨時特例法による給与減額措置は、景気マイナス要因となり、デフレからの脱却を阻害する。この点については、原告側も指摘し、被告側も認めているところである。

すなわち、原告側『訴状』は、「本件給与減額により、国家公務員以外の地方公務員や民間の人件費も押し下げ、国内生産を約4兆5608億円、付加価値（GDP）を約2兆3735億円減少させる。国家公務員の人件費が平均7.8%引き下げられると、従来国家公務員の給与に人件費を連動させてきた社会福祉施設や私立学校などの職員を含め、約625万8000人に給与減額の影響が及び、年間で約2兆7073億円の家計収入、約2兆231億円の家計消費が減少し、国と地方の税収も約4213億円減少する。」（19ページ）と指摘している。

ここでは国家公務員以外の公務員なども含まれて計算されており、国家公務員の給与削減分（約2900億円）だけであれば、この10.7%程度（＝2900億円÷2兆7073億円）になる。それでも、景気にマイナスに作用することには変わりはない。

68) 『円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～』2010年10月8日、1ページ（内閣府のホームページ http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2010/1008_taisaku.pdf）。

69) 『円高への総合的対応策～リスクに強靱な経済の構築を目指して～』2011年10月21日閣議決定、2～3ページ（同上 http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2011/1021_endaka_saishu.pdf）。

70) 『日本経済再生に向けた緊急経済対策』2013年1月11日閣議決定、1ページ（同上 http://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2013/0111_01taisaku.pdf）。

被告側も、『準備書面（１）』で整理された国公労連との交渉過程における総務大臣政務官の発言の中で、①「給与の減額がデフレ状況に対しマイナスの影響を与えることは否定できない」（15ページ）、②「一般論として、所得の低下は、個人消費の減少要因の一つであると考えている」（16ページ）、③「国家公務員の可処分所得の減少により、家計支出へマイナスの影響があることは否めない。」（19ページ^(ママ) [ページの間違い……梅原]）、などと述べて、景気やデフレ脱却へのマイナスの影響を認めている。

なお、①の引用文に続けて、「一方で徹底的に歳出を見直して財政の健全化を図ることは国民経済の発展に資するものである。」（15ページ）と述べているが、財政健全化が「国民経済の発展に資する」というのは長期の話であり、給与減額措置が短期に及ぼす景気へのマイナスの影響を否定することにはならない。また、②の引用文に続けて、「一方で、東日本大震災の被災者の生活支援対策や復旧・復興対策については、政府として全力で取り組んでいるところ、国家公務員の給与減額分は、これらの財源となり、政府の復興政策が実施に移されれば、全体として景気に対してプラスの効果が期待されると考えている。」（16ページ）と述べているが、給与減額措置の景気に対するマイナス効果を否定するのではなく、国家公務員の給与減額分が東日本大震災の被災者の生活支援対策や復旧・復興対策の財源となると述べているのは正しくない（9を参照）。そして、③の引用文に続けて、「ただし、公務員給与だけで我が国の経済が左右される訳ではない。今後、震災復興のための経済対策も行われ、第1次補正予算に続き、第2次、第3次と対策を図れば、マイナスを上回るプラスの効果が生じるものと思われ、それらを含めて判断する必要がある。」（19ページ^(ママ) [ページの間違い……梅原]）と述べている。公務員給与の減額によって「我が国の経済が左右される」ことを認めるものであり、それがなければ「震災復興のための経済対策」によって一層プラス効果が発揮できたであろう。

8-1-2 経済界への「報酬の引き上げ」要請との矛盾

国家公務員の給与減額措置が、現下経済政策上の最大の課題であるデフレ脱却を阻害することは、逆に政府が2013年度税制改正で「所得拡大促進税制」を創設したり、経済団体に賃上げを要請していることでも明らかである。

8-1-2-1 所得拡大促進税制の創設との矛盾

2013年度税制改正では、法人税に「所得拡大促進税制」が創設された。これは、「個人所得の拡大を図る観点から、企業の労働分配（給与等支給）を促す」もので、具体的には、基準年度（2013年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度）と比較して5%以上、給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%、中小企業等は20%を限度）することができ、2013年4月1日から2016年3月31日^(ママ) [31の間違い……梅原] 日までの間に開始する事業年度に適用される。

適用要件は、①基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加すること、②給与等支給額が前事業年度を下回らないこと、③平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと、

という3つの要件をすべて満たすことが必要とされる。なお、「雇用促進税制」⁷¹⁾と選択適用となっている⁷²⁾。

個人所得を拡大してデフレから脱却するために、民間企業従業員に対しては「所得拡大促進税制」を創設しながら、国家公務員や地方公務員などの給与の引き下げを図るのは矛盾したことである。

8-1-2-2 経済界への賃上げ要請との矛盾

2013年2月12日、安倍首相は「デフレ脱却に向けた経済界との意見交換会」の席上、経済界（経団連、経済同友会、日本商工会議所）に対し、賃上げを要請した。安倍首相はあいさつの中で次のように述べている。

「安倍政権の目標は「頑張った人が報われる社会」。デフレから脱却し、円高を是正し、日本の経済を成長させていく。そのために、大胆な金融政策、そして機動的な財政政策と、民間投資を喚起する成長戦略、この三本の矢を同時に進めていくということですが、おかげ様でやっと明るい兆しが見えてきたところでございます。

その中で、頑張って働く人の所得の増大に、この動きをつなげていくことが出来るかどうか。そのことによって、本格的なデフレ脱却に向かっていくわけでございまして、それが実現できるかどうか、安倍政権の経済政策の成否がかかっているといってもいいと思います。

このため、政府・経済界・労働界が、これまでの発想の次元を超えて、大局的観点から一致協力して、課題解決に動き出していくことが必要であると考えております。

本日の会議は、長年の懸案を実行に移すための第一歩であるというふうに考えております。

本日承りました、労働市場の改革等、様々な規制改革、成長のために必要な政府が打すべき政策についても、我々も真摯に取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、経済界におかれましても、業績が改善している企業においては、報酬の引き上げを行うなどの取組みを是非ご検討いただきたいと、お願い申し上げる次第でござい

71) 雇用促進税制は、「雇用の一層の確保を図る観点」から設けられたものであり、具体的には、当期中に増加した雇用者（雇用保険の一般保険者）1人当たり40万円の税額控除（法人税額の10%、中小企業等にあつては20%）を限度）でき、2013年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される。適用要件は、①雇用者数が前事業年度末に比して10%以上及び5人以上（中小企業等は2人以上）増加していること、②前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと、③当該事業年度における「支払給与額」が「前事業年度の給与額×雇用者の増加率×30%」以上であること、という3つの要件をすべて満たすことが必要とされる。なお、所得拡大促進税制とは選択適用となっている（財務省『平成25年度税制改正』2013年5月、15ページ、財務省のホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei13_pdf/13zeisei.pdf）。

72) 同上。

ます。

こうした官民の動きが相まって、本格的にデフレ脱却に向かって力強く進み出していくことが出来るのではないかと、このように思う次第でございます。」（下線は引用者）⁷³⁾

このように、安倍首相は、「頑張って働く人の所得の増大」を“アベノミクス”の「3本の矢」（大胆な金融政策，機動的な財政政策，民間投資を喚起する成長戦略）につなげることができれば、「本格的なデフレ脱却に向かっていく」ことができるとして，経済界に対し、「業績が改善している企業においては，報酬の引き上げを行うなどの取組みを是非ご検討いただきたい」と要請したのである。我が国の首相が経済界に対して賃上げを要請するのは異例なことである⁷⁴⁾。

国家公務員の給与も「頑張って働く人の所得」である。したがって，その減額は「本格的なデフレ脱却に向かっていく」ことを妨げる。民間企業に対し「報酬の引き上げを行うなどの取組み」を要請しながら，自らは国家公務員や地方公務員などの給与を減額するのは矛盾している。逆にいえば，デフレ脱却のために経済界に対して賃上げを要請することは，国家公務員の給与減額措置の誤りを自ら認めたに等しいことである。

このように，給与改定臨時特例法は国の経済政策と整合的でなく，景気回復やデフレ脱却政策を阻害するものである。

8－2 財政健全化政策の阻害

菅内閣も，野田内閣も，「財政運営戦略」（2010年6月22日閣議決定）にもとづき財政健全化に取り組んできた。安倍内閣も，「財政運営戦略」で定められた財政健全化目標を継承している⁷⁵⁾。

給与改定臨時特例法にもとづく国家公務員の給与減額は，一見するとそれだけ歳出を減らし，特例公債の発行額を減らすので，財政健全化に寄与するように見える。しかし，他

73) 「総理の一日」2013年2月12日（首相官邸のホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/actions/201302/12antideflation.html）。

74) 消費税率の5%から8%への引き上げを決断し，5兆円の経済対策をまとめた2013年10月1日の記者会見においても，安倍首相は，「今般とりまとめた経済政策パッケージは，目先の経済を押し上げるだけの一過性の対策ではありません。社会保障の充実や安定などのためにお願いする負担を緩和しながら，同時に将来にわたって投資を促進し，賃金を上昇させ，雇用を拡大する。まさに未来への投資です。企業収益の増加が賃金上昇，雇用拡大につながり，消費を押し上げることを通じて，さらなる企業収益につながっていく，経済の好循環をつくるための投資を進めます。」，「政労使の連携も深めながら，成長の成果を若者や女性を含めて，雇用拡大，そして賃金上昇につなげていきます。」と述べて，賃金上昇の重要性・必要性を強調し，賃上げに向けた「政労使の連携」を訴えている（首相官邸のホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/1001kaiken.html）。

75) 「2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し，2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化すると財政健全化目標を実現する必要がある。」（「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」2013年2月28日閣議決定，2ページ，内閣府のホームページ <http://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2013/0228mitoshi.pdf>）。

方では、直接・間接に租税収入を減らし、歳出の増加を招いて、財政健全化政策を阻害する。

8-2-1 国家公務員の給与削減措置による財政健全化政策の阻害

国家公務員の給与削減措置はどの程度財政健全化政策を阻害するであろうか。はじめに、国家公務員の給与だけ減額された場合を考えてみる。

第1に、給与減額措置は給与所得にかかる所得税収を減らす。給与が約2900億円減らされると、所得税はいくら減収になるであろうか。

所得税は「課税所得×所得税率」で計算されるので、給与減額による所得税収の減少額は、課税所得の減少額に所得税率を乗じて算出することになる。

まず、課税所得の減少額については、給与減額の規模（約2900億円）がそのまま当てはまる。

次に、適用される所得税率であるが、税率は課税所得の大きさによって異なるし、適用されるのは給与減額前のものである。そして課税所得は、年間給与収入から給与所得控除や各種所得控除を差し引いて計算する。

まず、国家公務員の平均年間給与であるが、2012年度の独立行政法人の事務・技術職員の平均給与が646.0万円で、国家公務員（一般職・行政職（行一））のそれ（給与減額後）より6.5%高いと報告されているので⁷⁶⁾、これを用いて逆算すると、国家公務員の平均年間給与は606.6万円（＝646万円÷[1+0.065]）となる。給与減額前の平均給与は、これより「7.8%－人事院勧告0.23%＝7.67%」高いので、657.0万円（＝606.6万円÷[1－0.0767]）となる。

次に、国家公務員の平均扶養親族数であるが、2.2人と報告されているので⁷⁷⁾、仮に配偶者1人、子ども1.2人としよう。

以上の材料を使うと、給与所得控除は185.4万円（＝657.0万円×20%＋54万円）、社会保険料控除は給与収入の1割と仮定すると65.7万円、基礎控除は38万円（定額）、配偶者控除は38万円（定額）である。扶養控除または特定扶養控除については、子どもの平均年齢が不明なので、幅を生じざるをえない。中学生ならゼロ、高校生なら45.6万円（38万円×1.2人）、大学生なら75.6万円（63万円×1.2人）である⁷⁸⁾。

以上から、課税所得は、扶養家族が中学生なら329.9万円（＝657.0万円－185.4万円－65.7万円－38万円－38万円）、高校生なら384.3万円（＝657.0万円－185.4万円－65.7万円－38万円－38万円－45.6万円）、大学生なら254.3万円（＝657.0万円－185.4万円－65.7万円－

76) 総務省「独立行政法人の役職員の給与等の水準（平成24年度）」2013年9月6日（総務省のホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan03_02000018.html）。

77) 『平成24年人事院勧告』2012年8月8日、参考資料1「国家公務員関係」表5脚注、4ページ（人事院のホームページ <http://www.jinji.go.jp/kankoku/h24/pdf/24sankoukoumu.pdf>）。

78) 給与所得控除の控除率、所得控除、所得税率については、「給与所得者の所得税額計算のフローチャート」参照（財務省のホームページ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/025.htm）。

38万円－38万円－75.6万円）となる。いずれも所得税率が10%の部分（課税所得195万円超330万円以下）なので、適用税率は10%になる。

したがって、所得税の減収額は、「課税所得の減少額約2900億円×所得税率10%＝約290億円」となる。

第2に、給与減額支給措置は地方交付税にも影響する。所得税の32%は地方交付税の原資となる。約290億円の所得税収の減少は地方交付税の原資を約92.8億円（＝290億円×32%）減らす。交付税の原資は不足しているので、不足額がさらに増加するわけである。

他方、地方公共団体に交付される地方交付税は「基準財政需要額－基準財政収入額」で計算され、これがゼロ以上なら、その差額が交付される。基準財政需要額は変わらないとする。他方、基準財政収入額は「標準的な地方税収×75%」で計算されるので、給与減額に伴う住民税収の減少の影響を受ける。個人住民税率は10%であるから、住民税は「約2900億円×10%＝約290億円」の減収になり、基準財政収入額は「約290億円×75%＝217.5億円」減少する。その分だけ基準財政需要額との差が広がるので、交付すべき地方交付税が増えることになる。

こうして、地方交付税の原資不足分の増加を一般会計から「交付税及び譲与税配付金特別会計」へ繰り入れるなどの措置が必要となり、一般会計歳出は「98億円＋217.5億円＝315.5億円」増えることになる。

以上から、国家公務員の給与削減（約2900億円）によって、一方では所得税収が290億円減少し、他方で歳出が315.5億円増加するので、合計605.5億円の赤字が増大することになる。これは国家公務員の給与減額分の20.9%に相当する。

第3に、国家公務員の給与減額措置は公務員家計の消費支出を減らして、景気悪化要因となり、所得税・法人税・消費税などの国税収入を減らし、地方の住民税、事業税、地方消費税も減らす。その分が上記金額に加算される。

第4に、国家公務員の給与減額措置は社会保険料を減らして、社会保障財政の悪化を促進する。仮に社会保険料率を10%とすると、事業主分と合わせて580億円の保険料収入の減少になる。それだけ国家公務員共済組合の経営が圧迫される

このように、国家公務員の給与減額措置は、歳出を削減して、財政健全化に貢献するように見えるが、他方では所得税収の減少、社会保険料の減少、歳出の増加によって、財政健全化政策を阻害するのである。換言すれば、給与改定臨時特例法による給与減額措置は、復興財源確保策として有効性の低い政策だということになる。

8－2－2 地方公務員の給与削減額を加えた場合

しかし、国家公務員の給与削減は国家公務員だけにとどまらない。その影響は独立行政法人等の役職員や地方公務員などにも波及せざるをえず、それだけ財政健全化が阻害される。

とりわけ地方公務員については、地方交付税の減額（地方歳出ベースで0.85兆円の削減）や義務教育費国庫負担金の削減などを通じて、給与減額が強力に進められている。なお、

地方交付税における給与削減については、給与削減額に見合った額が防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題への対応事業費として計上されているため（全国防災事業費地方負担分0.10兆円、緊急防災・減災事業費0.46兆円、地域の元気づくり事業費0.30兆円）、国にとっての財政健全化効果はゼロである。したがって、財政健全化を阻害する側面だけが拡大して表れる。そこで、地方公務員の給与減額を含めて、国の財政への影響を考えてみよう。

第1に、給与所得にかかる所得税の減収がさらに拡大する。2013年度予算資料では、「給与改定臨時特例法等による額 ▲1.3兆円（国▲0.3兆円／地方▲0.85兆円等）」と記しているので⁷⁹⁾、ひとまずこの数字を使っておこう。

給与が1.3兆円減らされると、上記の計算をそのまま適用すると、所得税は「課税所得の減少額1.3兆円×所得税率10%＝1300億円」減少する。これは国家公務員の給与減額分の約44.8%に相当する。

第2に、地方交付税での影響額も拡大する。1300億円の所得税収の減少は地方交付税の原資を「1300億円×32%＝416億円」減らす。他方、個人住民税が「課税所得の減少額1.3兆円×個人住民税率10%＝1300億円」減収になるので、基準財政収入額が「1300億円×75%＝975億円」減少する。その結果、一般会計から交付税特会への繰入を「416億円＋975億円＝1391億円」増やす必要に迫られる。

以上のように、一方では所得税収が1300億円減少し、他方で歳出が1391億円増加するので、合計2691億円の赤字が増大する。これは国家公務員の給与減額分の92.8%に相当する。すなわち、国家公務員の給与削減のほとんどが相殺されるということである。

第3に、地方公務員の給与削減が加わり、公務員家計の消費支出の減少が拡大し、所得税・法人税・消費税などの国税収入の減少幅、地方の住民税、事業税、地方消費税の減少幅も拡大し、その分が上記に加算される。

第4に、地方公務員の給与削減は社会保険料の減少を拡大し、社会保障財政の悪化をさらに促進する。仮に社会保険料率を10%とすると、事業主分と合わせて2600億円の保険料収入の減少になる。それだけ国家公務員共済組合や地方公務員共済組合の経営が圧迫される。

このように、国家公務員と地方公務員の給与削減に伴う租税収入の減少と歳出の増加の合計額は、当初の国家公務員の給与削減分をほとんど相殺してしまい、財政健全化の効果はないに等しい結果を招く。国家公務員の給与減額措置がなければ、地方公務員の給与が連動して減らされることはなく、以上のようなことは起こらなかったことである。

8-2-3 小括

以上では、独立行政法人や特殊法人の役職員、その他影響を受ける人々の給与減額分を

79) 「25年度予算のポイント」13ページ（財務省のホームページ http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/seifuan25/01point.pdf）。

含んでいない。給与改定臨時特例法第1条は、「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」として、国家公務員の給与を削減するのであるが、それは財政健全化にほとんど役立たない。第1条には、それを裏付けるだけの合理的理由がないといわざるをえない。

8-3 復興政策の阻害

菅首相は東日本大震災の翌日（2011年3月12日）、国民へのメッセージの中で、「この本当に未曾有の国難とも言うべき今回の地震、これを国民皆さん一人ひとりの力で、そしてそれに支えられた政府や関係機関の全力を挙げる努力によって、しっかりと乗り越えて、そして未来の日本の本当に、あのときの苦難を乗り越えて、こうした日本が生まれたんだと言えるような、そういう取組みを、それぞれの立場で頑張っていただきたい。私も全身全霊、まさに命がけでこの仕事に取り組むことをお約束をして、私からの国民の皆様へのお願いとさせていただきます。」と述べた⁸⁰⁾。また、野田首相は、就任後最初の国会での所信表明演説の中で、「東日本大震災からの復旧・復興は、この内閣が取り組むべき最大、かつ最優先の課題です。」と弁じた⁸¹⁾。そして安倍内閣も、「東日本大震災からの復興を目に見える形で大きく前進させる。」⁸²⁾、「東日本大震災からの復興のため、これまでの体制や取組について強化し、現場の目線に立って復興を加速する。」⁸³⁾ことを掲げている。

給与改定臨時特例法による給与減額措置は、8-1で述べたように、景気やデフレ脱却に対するマイナス要因となる。それらは直接・間接に被災地の経済や被災者の雇用に悪影響を及ぼす。

また、復興事業には多くの国家公務員が直接・間接に携わっている。とくに大震災で被害の大きかった東北3県には、岩手県に2014人、宮城県に6796人、福島県に2634人の国家公務員（行政職）が働いている⁸⁴⁾。苦勞しているのは自衛隊員だけではない。しかし、給与減額措置はそういう国家公務員の士気を損なうものである。この点は、原告側も指摘し、被告側も認めていることである。

例えば、原告側『訴状』は、給与改定臨時特例法が第10条第2項で「東日本大震災への対応として、十万人を超える体制で対処した自衛官等の労苦に特段の配慮をする」としていることに対し、「この理由は自衛官等に限るものではない。すなわち、大震災への対応のため、被災地では不眠不休で勤務している国家公務員も多い。また、被災地に公務員を派遣した職場では、残された職員がこれまで以上の業務を負担している。しかも、増大し

80) 「東北地方太平洋沖地震に関する菅内閣総理大臣メッセージ」2011年3月12日（首相官邸のホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201103/12message.html>）。

81) 「第178回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説」2011年9月13日、4ページ（首相官邸のホームページ http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement2/_icsFiles/afieldfile/2012/03/12/13syosin.pdf）。

82) 閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」前掲、1ページ。

83) 同上、2ページ。

84) 『平成24年人事院勧告』前掲、参考資料1「国家公務員関係」表13、7ページ。

た業務量、労働時間に対応した時間外賃金等の支払いはなされていないのが実情である。このような中で、国家公務員の賃金を減額することは、労働の対価という賃金の本質上、許されないし、実質的には、賃金の不払いを正当化することにもつながってしまう。さらに、業務負担が増大している下での給与の減額は、現場の国家公務員の士気を低下させ、かえって復興の妨げになりかねない。」(20ページ)と訴えている。

被告側も、『準備書面(1)』で整理された国公労連との交渉過程における総務大臣政務官の発言の中で、「給与の減額により職員のモチベーションが低下することは否めない」(15ページ)と述べている。

このように、東日本大震災からの復旧・復興について、歴代内閣が「全身全霊、まさに命がけでこの仕事に取り組む」と約束し、「内閣に取り組むべき最大、かつ最優先の課題」と持ち上げ、さらにその「加速」を謳いながら、他方で復興事業を阻害は明らかに矛盾する。復興事業の前進を真剣に求めるならば、国家公務員の給与減額は行うべきではなかった。

8-4 小括

以上のように、給与改定臨時特例法による国家公務員の給与減額措置は、デフレ脱却政策、財政健全化政策、復興政策を阻害するものである。給与改定臨時特例法第1条が、一方で「我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み」ながら、他方で「国家公務員の人件費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律(中略)等の特例を定める」というのは矛盾しており、整合性を欠いているといわざるをえない。

(続く)

(お詫びと訂正)

前々回(第65巻第2号)のタイトルに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

(誤) 国家公務員給与引き下げ問題の財政学的検討(Ⅳ)

(正) 国家公務員給与引き下げ問題の検討(Ⅳ)